かる物(父母両方分) 申こども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所へ。
問こども家庭課(☎231-1928)

ブックスタートふれあいの会

対0歳～未就学児の親子、妊婦と夫 ※対象児以外の子どもも可 日7月7日、8月4日 ▽第1部＝午前10時～11時 ▽第2部＝午前11時～正午 所ひかり童夢 内絵本の読み聞かせ、手遊び、月齢に応じた絵本の紹介など ※全体への読み聞かせは各回30分
問こども家庭課(☎231-1353)

保険・年金

各総合支所市民生活課
▽菊川(☎287-4003)
▽豊田(☎766-2180)
▽豊浦(☎772-4023)
▽豊北(☎782-1922)

後期高齢者医療健康診査の受診を

対対象者には6月下旬に受診券を送付済み 期平成26年3月31日(月)まで 内問診、診察、血液検査(貧血検査含む)、尿検査 ▽受診機関＝市内の各医療機関(受診券送付時に一覧表を同封) ※受診券を紛失した場合は被保険者証を持参し、保険年金課、各総合支所市民生活課、各支所で再交付申請を 料500円 持健康診査受診券、質問票、後期高齢者医療被保険者証
問保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

後期高齢者医療減額認定証の更新手続きを

有効期限が7月31日(水)までの減額認定証を持っている更新手続きが必要な方に、7月中旬に「申請のお知らせ」と「申請書」を送付します。届いた方は必ず8月30日までに申請を。※申請が9月1日以降の場合、減額認定されない月が生じます

「区分Ⅱ」の減額認定証を持っている方で有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、申請によって食事代がさらに減額されます。申請の際は病院の領収書など、入院日数が確認できる書類の持参を。※8月以降「区分Ⅰ」が適用される方は自動更新。申請書が届いた場合のみ手続きを ※自動更新の方や7月中に申請した方に、8月中旬までに減額認定証を郵送
持後期高齢者医療被保険者証、減額認定証、過去1年間の入院領収書(区分Ⅱの方のみ)、年金証書(老齢福祉年金を受給の方のみ) 申保険年金課、各総合支所市民生活課、各支所へ。
問保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

国民年金保険料の免除制度と若年者納付猶予制度

経済的などの理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予となる制度です。

内7月～平成26年6月分の申請受付開始＝7月1日(月) ※平成25年6月まで失業などを理由とせず、全額免除か若年者納付猶予の方で、申請時に継続審査の希望をした方は、申請書の提出を省略できる場合あり ▽追納＝免除を受けた期間の保険料を10年以内であればさかのぼって納付可。2年経過後は当時の保険料に加算あり
問下関年金事務所(☎222-5587)、市保険年金課(☎231-1931)、各総合支所市民生活課

後期高齢者医療の保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療の被保険者の方で、保険料が特別徴収(年金引き去り)の方には、保険料額の決定通知書と特別徴収(本徴収)通知書を、保険料が特別徴収されていない方には、保険料額の決定通知書と保険料の納入通知書を、7月中旬に送付します。
内納付方法 ▽特別徴収の方＝年金から特別徴収。※金融機関で納付する必要なし ▽特別徴収でない方＝7月～3月の9回払い(10月以降から年金引き去りの方は7月～9月の3回払い)となり、納期限は各月末(12月は26日)です。後期高齢者医療保険料の口座振替の手続きをしていない方は、送付する納入通知書で、各納期限までに金融機関窓口で直接納付を。
問保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

後期高齢者医療保険料の支払い方法の変更

保険料の支払い方法を「年金引き去り」から「口座振替」に変更できます。手続きは随時受け付け、7月31日(水)までに手続きが完了する場合、10月分から口座振替が可能です。※確定申告時の社会保険料控除は、保険料を口座振替で支払った方に適用。これにより、世帯全体の所得税・住民税の負担額が減額される場合あり
持金融機関の預金通帳、届出印、被保険者証 申保険年金課、各総合支所市民生活課、各支所へ。
問保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

いきいきシルバー100をご利用ください

(※申請書は裏面にあります) 問いきいき支援課(☎231-1168)

「いきいきシルバー100」は、高齢者の方がサンデン交通バス、ブルーライン交通バス、下関市生活バス、下関市渡船(六連島、蓋井島航路)を1回100円で利用できる助成証です。

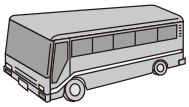

対市内在住で平成25年度中に70歳以上になる方(昭和19年4月1日以前に生まれた方) 内▷利用期間＝9月15日～11月3日、11月～平成26年3月までの下関市ノーマイカーデー 申7月1日～8月9日までに、裏面を書いて切り取り、持参するか、はがきに貼り付けるかファクスで、いきいき支援課(〒750-8521市内南部町1番1号 FAX231-1948)へ。※昨年度交付を受けた方には、継続して「いきいきシルバー100」を送ります ※申請書は、いきいき支援課、各総合支所市民生活課、各支所、各サテライトオフィス、公民館(西部、北部、玄洋、長府東、川中、吉母)にも設置。窓口で受け付けもできます。市ホームページからもダウンロード可

マークの見方 対…対象 日…日時 期…期間 所…場所 内…内容 師…講師 定…定員 料…参加費など 持…持参する物 申…申込方法 共…共通事項 問…問合先